

企業主導型保育事業 ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業主導型保育施設 における病児保育加算の申請について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申 し上げます。

令和2年7月16日付内閣府子ども・子育て参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡『「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて(令和2年度)」の企業主導型保育施設への適用について』のとおり、病児保育事業を実施する企業主導型保育施設における病児保育加算を下記のとおり取扱うことといたしました。

内容をご確認いただき、円滑な事務手続きにご協力をお願いいたします。

記

- 1、対象施設 病児保育事業を令和元年9月以前から実施している施設
- 2、適用期間 令和2年4月~令和2年9月
 - ※10月以降は内閣府からの連絡にもとづき別途お示しいたします。
- 3、変更点 新型コロナウイルスの影響により「2、適用期間」の病児保育の延べ利用児童数 が、昨年度の同期間における延べ利用児童数より減少している施設においては、病 児保育加算の利用児童数を、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ等を勘 案して、想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみな

すことが可能となったもの。

※適切な職員体制等、サービスの提供体制を確保している場合に限ります。その ため、病児保育事業の実施に必要な、看護師及び保育士の雇用維持が必要です。 ※前年同月の延べ利用児童数を上限とします。

(例) 令和元年7月に病児対応型で児童を5人預かっており、 令和2年7月に感染防止のため臨時休園等をしたことにより利用者がな かった施設の場合、令和2年7月の病児対応型の利用人数は5人を上限と し報告することができる。

(ただし、看護師の常勤換算が1.0を満たし、かつ、想定される児童の預かりに必要な保育士の雇用が維持されている場合に限る)



- 4、申請方法
- 「2、適用期間」の対象の月次報告(既に承認されている月については、月次報告再申請)にてご申請ください。
- ① (加算分) 内、「カレンダー入力 (加算分)」にて、児童の利用が想定された日の「5.病児保育(利用児童数)」欄(下図)に、想定された利用児童数を記入してください。



②「月次実態報告書」に、実際の状況を記入し、添付してください。



- ※「月次実態報告書」を改訂しました。 (ポータルサイト>通知・様式ダウンロード>4.電子申請の運用>運営費 「月次実態報告書」)
- ※2、適用期間の病児保育加算において、<u>利用児童数を計上する場合は申請と実態に差異がなくても「月次実態報告書」を記入し、月次報告に必ず添付してください。</u>

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電話 03-5357-1139

 $(9:45\sim17:15)$

お問い合わせフォーム https://www.kigyounaihoiku.jp/contact